

議案第9号

狭山市立保育所条例の一部を改正する条例

狭山市立保育所条例（昭和55年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表狭山市立広瀬保育所の項中「62人」を「70人」に改め、同条第2項を削る。

第3条第1項ただし書を削る。

第6条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の狭山市立保育所条例の規定に基づき納付することとされている利用者負担額については、なお従前の例による。

令和5年2月22日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立広瀬保育所分園を廃止するとともに、狭山市立広瀬保育所の入所定員を増員し、併せて子ども・子育て支援法の改正に伴う所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。